

令和元年12月2日

法教育推進協議会教材作成部会委員 大山 敏
(東京都立豊島高等学校長)
法教育授業実施者 三枝 利多
(目黒区立東山中学校主任教諭)

法教育授業実践報告
(中学生向け法教育視聴覚教材「私法と消費者保護」)

1 実施日時

令和元年11月27日(水) 午前9時45分～午前10時35分(第2時限)

令和元年11月29日(金) 午前9時45分～午前10時35分(第2時限)

2 実施校等

(1) 実施校

目黒区立東山中学校

(2) 学年

第3学年

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校主任教諭 三枝 利多

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

契約とは何だろう

(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野)」の大項目「(2) 私たちと経済」の中項目「ア 市場の働きと経済」, 「イ 国民の生活と政府の役割」)

(2) 目標

ア 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに, 具体的な事例を通じて, 契約成立の要件や, いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。

イ 契約は, 対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ, その結果, 法律上の権利と義務が発生することを理解する。

ウ 消費者が不利な条件の下で契約を結んだ場合, 後に契約を解消できる仕組みを作るなど, 国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解する。

エ 消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指す必要があることについて考える。

(3) 指導計画

1 時間目・・・契約とは何だろう、契約を解消できるとき・できないとき（本時）

2 時間目・・・契約が解消できる特別な場合（本時）

4 本時

(1) 目標

(1 時間目)

ア 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。

イ 契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解する。

(2 時間目)

ウ 消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みを作るなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解する。

エ 消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指す必要があることについて考える。

(2) 展開

(1 時間目)

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (8分)	<p>(凡例 ◇：学習内容 ①②③・・・：学習活動)</p> <p>◇契約のイメージをつかむ。</p> <p>①ワークシート1【別紙1】を使って、「契約という言葉で思いつくこと」を記入する。〈個人〉</p> <p>②ワークシート1を使って、「契約書を見たことがあるか、見たことがある場合は、どのような契約書か」を記入する。〈個人〉（①②で約3分）</p> <p>③①と②の内容を何人かに発表してもらおう。その際、同じような意見の人がいないかを挙手で確認する。〈一斉〉（約3分）</p>	<p>①契約の漠然としたイメージを思い起こさせる。</p> <p>②実生活の場面で契約書を想起させる。</p> <p>③挙手がない場合などは、①②の作業中に、机間巡視によってチェックしておく。</p>

	<p>④教師も朝から契約をしてきたことを告げ、買ってきた「おいなりさん」をおもむろに取り出す。〈一斉〉（約1分）</p> <p>⑤「これください。」「かしこまりました。」というやりとりを経て購入したことを伝え、これも売買契約であることを教える。〈一斉〉（約1分）</p>	<p>④意外性を持たせ、生徒の関心を高める演出とする。</p> <p>⑤契約の基本を確認する。</p>
<p>展開① (13分)</p>	<p>◇契約とは ◇私法とは ◇民法</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER1「導入 身近な契約事例」【～2：43】）を視聴する。〈一斉〉（約3分）</p> <p>②私法や民法の基本的な考え方やそれらに基づく契約が日常の生活から切り離せない大切なものであることを理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇いつ契約は成立するのか ◇契約が成立する要件 ◇契約自由の原則</p> <p>③「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER2「問題提起1 契約の成立時期」【2：43～3：56】）を視聴して、契約が成立するのはいつかを考え、ワークシート1に記入する。〈個人〉（約3分）</p> <p>④「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER3「解説1-1 契約自由の原則」【3：56～6：14】）を視聴して、契約が成立するのはどの時点かを理解する。〈一斉〉（約2分）</p> <p>⑤契約に必要な要件は、互いの意思の合致があり、互いの合意があった時であることを理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力（権利と義務の発生） ◇損害賠償</p> <p>⑥「私法と消費者保護」の映像（CHAPTER4「解説1-2 契約の拘束力」【6</p>	<p>②映像（CHAPTER1「導入 身近な契約事例」）を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p> <p>③短い時間で現在の感覚で決断させる。</p> <p>⑤映像（CHAPTER3「解説1-1 契約自由の原則」）を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p>

	：14～8：49】）を視聴して、「契約自由の原則」，「契約の拘束力」について理解する。〈一斉〉（約3分）	
展開② (25分)	<p>◇契約は解消できるのか</p> <p>◇契約自由の原則</p> <p>◇契約の拘束力（権利と義務の発生）</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像（チャプター5「問題提起2 契約が解消できるか否か」【8：49～11：58】）を視聴する。〈一斉〉（約3分）</p> <p>②ワークシート1を使って、ハプニングカードA・B・Cのそれぞれのケースにおいて、契約が解消できるか、できないかについて根拠とともに考え、ワークシート1に記入する。〈個人〉（約5分）</p> <p>③個人が考えた予想をグループで発表し合い、話し合いによってグループとしての考えをまとめる。〈グループ〉（約12分）</p> <p>④グループごとの考えを発表する。〈一斉〉（約3分）</p> <p>⑤「私法と消費者保護」の映像（チャプター6「解説2-1 契約が解消できないケース」【11：58～13：18】）を視聴して、契約が解消できないケースについて理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇詐欺</p> <p>⑥「私法と消費者保護」の映像（チャプター7「解説2-2 契約が解消できるケース」【13：18～14：32】）を視聴して、契約が解消できるケースについて理解する。〈一斉〉（約1分）</p>	<p>②個人で、根拠を持って考えさせるようにする。</p> <p>③班長を中心に、時間配分を考えながら話し合いをまとめさせる。</p> <p>④他の班の考えを聞くことで考えを広げさせる。</p> <p>⑤知的好奇心を持って視聴させる。</p> <p>⑥知的好奇心を持って視聴させる。</p>
まとめ (4分)	<p>◇振り返り</p> <p>①教師による振り返りを行い、授業の流れに沿って内容を確認する。（約2分）</p> <p>②ワークシート1を使って、今日の授業で分かったこと、気付いたこと、疑問点をまとめる。（約2分）</p>	<p>①効率的に授業の振り返りを行う。</p> <p>②場合によっては、次時までの課題とする。</p>

(2時間目)

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (2分)	<p>(凡例 ◇：学習内容 ①②③…：学習活動)</p> <p>◇契約とは ◇私法(代表が民法) ◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力(権利と義務の発生) ◇契約を解消できないケースとできるケース</p> <p>①教師の整理によって、前時の振り返りを行う。〈一斉〉(約2分)</p>	<p>①効果的に前時の振り返りを行う。</p>
展開① (20分)	<p>◇契約自由の原則の例外</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像(チャプター8「問題提起3 契約自由の原則の例外(消費者保護)」【14:32~18:09】)を視聴する。〈一斉〉(約4分)</p> <p>②ワークシート2【別紙2】を使って、ハプニングカードDのケースにおいて、契約が解消できるか、できないかについて根拠とともに考え、ワークシート2に記入する。〈個人〉(約3分)</p> <p>③個人が考えた予想をペアで発表し合い、話し合いによってペアとしての考えをまとめる。〈グループ〉(約4分)</p> <p>④いくつかのペアの考えを発表する。〈一斉〉(約3分)</p> <p>◇情報の非対称性(私人間が対等とは言えない) ◇クーリング・オフ</p> <p>⑤「私法と消費者保護」の映像(チャプター9「解説3-1 クーリング・オフ制度」【18:09~20:29】)を視聴する。〈一斉〉(約2分)</p> <p>⑥実際の社会には、情報の非対称性があり、契約する個人の間で対等とは言え</p>	<p>②個人で、根拠を持って考えさせるようにする。</p> <p>③ペアで時間配分を考えながら話し合いをまとめさせる。</p> <p>④他のペアの考えを聞くことで考えを広げさせる。</p> <p>⑤知的的好奇心を持って視聴させる。</p> <p>⑥映像(チャプター9「解説3-1 クーリング・</p>

	<p>ないケースが多いことや、クーリング・オフのような消費者を保護する制度があることを理解する。〈一斉〉（約1分）</p> <p>◇消費者契約法 ◇未成年者の保護</p> <p>⑦「私法と消費者保護」の映像（チャプター10「解説3-2 その他の消費者保護の制度」【20:29～22:21】）を視聴する。〈一斉〉（約2分）</p> <p>⑧さらに実際の社会には、事業者の不当な勧誘については「消費者契約法」により解消できるケースがあったり、契約者が未成年であった場合に保護する制度があるなど、様々な消費者を保護する制度や法律があることを理解する。〈一斉〉（約1分）</p>	<p>オフ制度」）を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p> <p>⑦知的的好奇心を持って視聴させる。</p> <p>⑧映像（チャプター10「解説3-2 その他の消費者保護の制度」）を視聴した内容を、教師が整理して説明する。</p>
<p>展開② （24分）</p>	<p>◇いつ契約は成立するのか ◇契約が成立する要件 ◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力（権利と義務の発生）</p> <p>①「私法と消費者保護」の映像（チャプター3「解説1-1 契約自由の原則」・4「解説1-2 契約の拘束力」）をもう一度視聴して、契約の基本的な内容を確認する。〈一斉〉（約5分）</p> <p>◇契約とは ◇私法（代表が民法） ◇契約自由の原則 ◇契約の拘束力（権利と義務の発生） ◇契約を解消できないケースとできるケース ◇情報の非対称性（私人間が対等とは言えない） ◇クーリング・オフ ◇消費者契約法 ◇未成年者の保護 ◇消費者基本法 ◇消費者保護行政 ◇自立した消費者</p> <p>②教師の板書（内容は【別紙3】の項番2</p>	<p>②効果的・効率的に内容</p>

	を参照)による講義を通して、2時間の内容を整理し、まとめる〈一斉〉(約19分)。	を振り返る。
まとめ (4分)	◇振り返り ①ワークシート2を使って、今日の授業で分かったこと、気付いたこと、疑問点をまとめる。(約2分)	①場合によっては、次時までの課題とする。

(3) 実践報告 (成果と課題など)

ア 趣旨

本実践は、法教育研究会教材作成部会(法務省)において平成16年度に作成された「はじめての法教育」の「私法と消費者保護」(3時間配分で帰納と演繹の2パターンの指導計画案を作成)のうち、第1時「契約と何だろう」(P83, 84)、第2時「契約が解消できるとき、できないとき」(P84, 85)、第3時「契約が解消できる特別な場合」(P86~88)の指導計画案を、1時間配分でも行うことができることを念頭に、法教育推進協議会(法務省)において平成26年度に作成された冊子教材「法やルールって、なぜ必要なんだろう?」(P50~54)及び視聴覚教材を組み合わせたものである(いずれの教材も法務省ホームページに掲載)。

視聴覚教材は全てを視聴させることもできるが、必要と思われるチャプターを教師が組み合わせて活用しながら授業を進めることも可能とすることによって、1時間配分でも実践できるように工夫されたものである。しかしながら、視聴覚教材の内容は、各チャプターともに有意義なものが多く、教師が説明するよりも効果的と思われる内容が多いと考える。このようなことから、効果的に視聴覚教材を活用しつつ1時間扱いで行うよりも、視聴覚教材の効果を生かすためには2時間扱いがより有効と考え、単元の時間配分は2時間で実施(第1時に「契約とは何だろう」、「契約が解消できるとき、できないとき」、第2時に第1時の振り返り及び「契約が解消できる特別な場合」を実施)した。

イ 成果

授業観察やワークシートの記述を見ると、グループでの話し合いにおいて、生徒の思考の広がりや深まりが見られた。

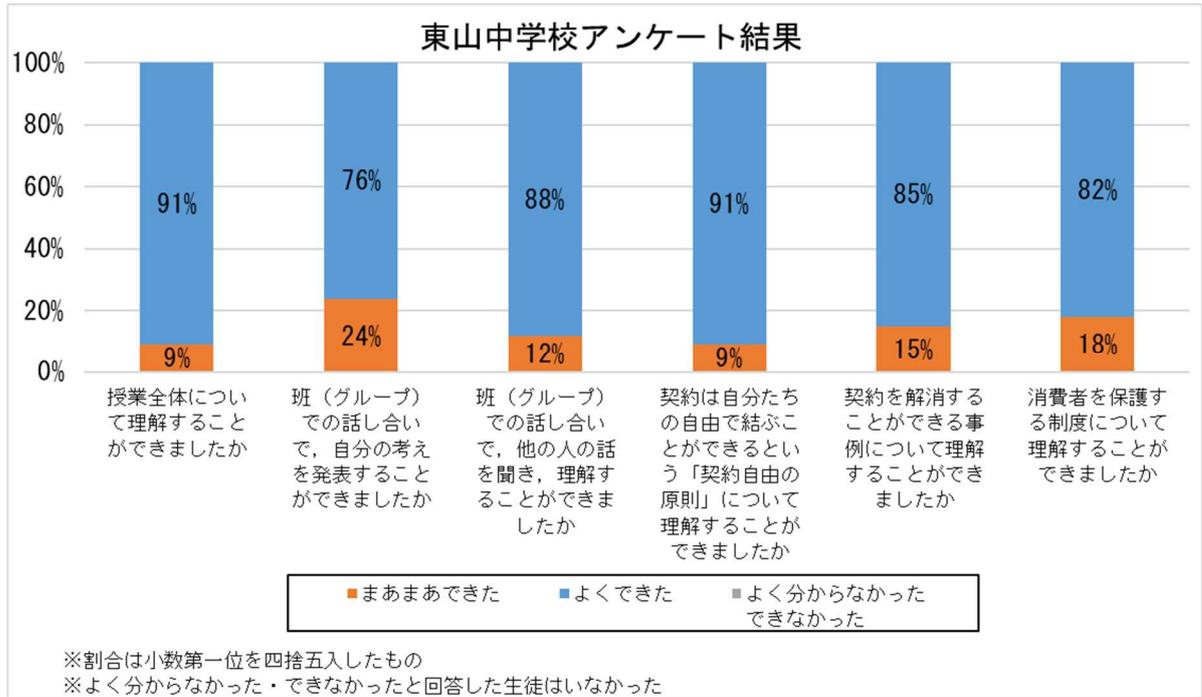
あるグループでは、契約が解除できないケース(映像のチャプター5「問題提起2」の事例1及び事例2)においても、未使用品であれば契約が解消できるのではないかという意見があり、実際に返品ができたという生徒の体験談もあって論議が活発となった。映像のチャプター6「解説2-1」を視聴して正解を知るとともに、お店のサービスによっては解消できる場合があるという結論を理解するまで、知的好奇心を膨らませていた。

また、あるグループでは、契約が解除できるケース(映像のチャプター5「問題提起2」の事例3)においても、本人が商品を手にとって見て、お互いが合意して契約したのであるから、本人にも過失があり、店が契約解消に応じなければ契約を解消できないのではないかという生徒がおり、議論となっていた。

これらのことから、ワークシート1に示したハプニングカードは、平成16年度に作成したものを基本的に引き継いでいるが、カードの設定が適切であることが分かった。契約するそれぞれの当事者の立場から、多角的に考えることができるように設定されていると考える。

(ア) 量的分析

さらに、授業後アンケートは以下のような結果となった。



この授業アンケートの結果から、具体的な事例を題材とした視聴覚教材が、契約に関して、主に目標のアである「身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。」と、目標のイである「契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解する。」ために十分に有効であったと考えられる。

(イ) 質的分析

また、授業のワークシートの記述や授業アンケートの自由記述には、以下のような内容が見られた。それぞれの目標について、質的に報告したい。

- ①目標 ア 「身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合があることについて理解する。」について

【生徒A】

あまり、契約や私法に興味がなく、気にしていたことがなかったが、今回様々な事例や、私たちの生活にいかに密接に関係しているかを知って、改めてちゃんと学ばないといけないと思わせられました。これから社会に出て行く中で困らないよう、様々なことを意欲的に学び、慎重に行動したいです。また、契

約を解除できるケースなど、くわしく分かりやすい説明で、よく理解できました。

【生徒B】

今まで、契約といったら契約書が思い浮かんでいた。けれど、契約は様々な契約のしかたがあることを知れた。その中でも、口約束でできる契約は少しこわいなと思った。口約束でも契約となることを知れたので、今後は気をつけようと思った。他には、一度購入した商品を返品する時に、不正がなくても返品できるのは、お店のサービスだということも知った。自分は一度返品したことがあり、今までお店のサービスだということを知らずに、どこでも返品できるものだと思っていたので、今回知れて良かったと思う。

【生徒C】

意外と身近にある契約について、しっかり学ぶことができた。最近、色々なものが発達しているからこそ、契約にも悪影響が出てきているのだと思う。だからこそ、政府に頼ってばかりではなく、自分で考えてから契約したい。しかし、そのケースであっても、自分に害を及ぼした時には近くにある目黒区の消費生活センターを利用したい。今回の授業で学んだことは、一生の知恵として、頭に残していきたい。

○分析

生徒A・B・Cともに、授業を通してあまり関心がなかった契約についての関心を高め、消費者として自覚をもつ態度が芽生えたことが分かる。このような記述をする生徒が見られたことから、目標Aについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

また、関心を高めるという点では、視聴覚教材の設計や授業の進め方についても効果的であったことが分かる、以下のような記述をする生徒もいた。

【生徒D】

動画などを見ながら勉強したので、すぐ理解することができて、さらに班での話合いもあるので、他の意見などが聞けて自分の考えが生まれた。

【生徒E】

授業ではグループで発表し合える機会がたくさんあり、さまざまな視点から考えることができました。スクリーンも一人一人の進行に合わせてくれるのでとても授業がしやすいです。契約については個人の勝手な希望によって解除できないということ。そして、レンタルショップでも契約が発生することを学べて、自分のためになりました。

【生徒F】

契約を一度したら、お互いに約束を守らないといけないと改めて分かった。契約は、解消できる時、できない時、その場によって色々と異なることもあるので、気をつけたいです。授業はワークシートで進んでいくので、とてもわかりやすく、細かく説明してくれるので、頭にも入りやすく、とてもよい授業です。社会のことをこれからも沢山学んでいきたいと思いました。

- ②目標 イ 「契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解する。」について

【生徒G】

契約はいかなる時も対等でないといけないのだと知った。また、その契約を対等にするために不正を起こしたりしないために法が存在しているのだと考えた。また、契約をする時はしっかりその契約が公正か確認してから契約を結ぼうと思った。

【生徒H】

契約はいつでも簡単にできてしまうので、私たちは十分に考えて契約する必要があると感じた。18歳で成人してしまうかもしれない私たちは、早くから自分たちで契約できるようになってしまう。法律で守られないような場合は、契約を解消できなくなってしまう。契約する時はしっかり考え、必ず発生する権利と義務を守れるようにしたい。

【生徒I】

僕はこの授業で法は人を対等にするためにあると思った。身近な体験で、お店でクレームをつけている人がいた。その時、その人は、自分のもっている権利を主張していた。僕はその時、消費者としての義務をもっていることを知らないのかなと思った。消費者には、権利だけでなく、義務が発生することを実感した。今回の授業で契約を結ぶ時はしっかり考えてから、しないといけないと学んだので、大人になってもできるようにしたい。

○分析

生徒G・H・Iともに、授業を通して契約の原則について理解するとともに、権利と義務が発生することを自覚したことが分かる。また、生徒Gは既習している公正という概念を生かしている。生徒Hは18歳での選挙権や成人に近づくことを自らの問題として捉えている。そして、生徒Iは実際の体験とも結びつけながら考えている。このような記述をする生徒が見られたことから、目標イについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

- ③目標 ウ 「消費者が不利な条件の下で契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みを作るなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解する。」について

【生徒J】

契約と聞くとすごく重くかたくとらえてしまう自分がいました。でも、口約束で契約は結ばれると知り、そんな簡単に？と思いました。口だとうっかり言ってしまったたりする事があるから怖いと思いました。でもそれが、詐欺や対等でなかった場合に、その事例に合わせて保護してくれる法律がある事を知りとても安心したのと同時に、この法律が作られたということは悪い人達も上手だから法を作らなければならなくなったということではないかと思い、気をつけて契約しようと思った。

【生徒K】

契約を結ぶことは自分に決定権があるから、それを守り通さなければいけないことを知った。しかし、例外もあり、相手側に詐欺などがある場合、それは解除することができた。クーリング・オフ制度もその一つだ。家庭科で実際に書いたことがあったから、理解することができた。

【生徒L】

授業を通して契約は常に買う人と売る人が対等でなければならないといけないが、消費者（買う人）の方が情報が少なく権力がないということが分かった。そのため、消費者を保護する消費者契約法や消費者基本法が存在することも分かった。また契約や法は「権利」や「義務」をつくり、社会の混乱を防ぐためにできるのだなと思った。それによって法に拘束力が生まれたり、やぶると賠償金が発生する場合があると思った。

○分析

生徒J・K・Lともに、授業を通して消費者が不利な条件の下で契約を結んだ場合、国や地方公共団体が消費者を保護する施策を実施していることを理解していることが分かる。また、生徒Jは契約の重要性について意識が高まっている。生徒Kは家庭科での学習と結びつけながら考えている。そして、生徒Lは対等であることの大切さや社会における法の意義をも考えている。このような記述をする生徒が見られたことから、目標ウについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

- ④目標 エ 「消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指すことの必要性について考える。」について

【生徒M】

今回の授業で契約の原則や法の意義について知ることができた。契約の原則を守ることがいかに大切かを知ることができた。また、契約によって「権利」「義務」が発生し、守らなければいけないことも知ることができた。私法などは将来自分がかかわっていくことなので、しっかりと理解していきたいと思う。また法律は常識的で対等な私人間の契約は守られるが、うっかり者は保護されないので気をつけていきたいと思う。

【生徒N】

契約は自分の責任の内であり、よく考えてから結ぶことの大切さを理解することができた。私は今までは詐欺などのトラブルに巻き込まれたことはないため、「大丈夫だろう」、「間違っただけで契約してしまっても、政府が守ってくれるだろう」と甘く考えていたが、今回の授業で自分でもしっかりと責任をもつことが大切だと感じた。日常生活で疑いもなく行う契約。身近なものだが、あまり深く考えたことはなかったため、とても役に立った。これからは他人事でなく、自分の事としても捉え、契約を安全に結んでいきたい。

【生徒O】

契約でトラブルが起きてしまった場合、全てを政府や法律に頼りきるのではなく、消費者自身もしっかりと動かなければならないと分かった。また、法律

は私たち消費者を保護するためというよりは、トラブルを起こさないためにあると思った。自分のまわりでも小さなことから損害賠償などの大きなトラブルへ発展してしまう可能性が高いため、消費者の意識と自覚をもって生活していこうと思う。万が一トラブルにあってしまったら、自分だけでかかえこまず、消費生活センター等の窓口を利用するようにしようと思う。普段から何も考えず、買い物をしてきたが、「売買契約」をしているということを理解して、消費生活を送ろうと思う。また、成人したら更に、契約の種類が増えるため、しっかり今から理解しようと思う。

○分析

生徒M・N・Oともに、授業を通して消費者保護行政や法律の意義を理解するとともに、消費者自身も自立した消費者を目指すことの必要性について考えていることが分かる。また、生徒Mは法律が常識的であるため、自分自身にも注意が必要であることを認識している。生徒Nは政府ばかりを頼りにしていた自分の甘さに気づき、自分の事として捉えて契約していくことの重要性について考えている。そして、生徒Oは全てを政府や法律に頼りきるのではなく、消費者としての意識と自覚を持つことの必要性を考えている。このような記述をする生徒が見られたことから、目標エについて、今回の授業の成果があったと考えられる。

ウ 課題

一方で、2時間目の後半に、内容面での確認のためにも、振り返りの時間を設定していた。2つのチャプターについて、視聴覚教材を再度視聴させた後に、教師による解説を行い板書にまとめる設計であった。そのため、1時間目のグループでの話し合いが、やや忙しくなってしまった。もっと十分に時間を確保する必要があると感じた。授業は生き物なので、生徒の反応を見て、時間を延長することも必要であると改めて感じた。それによって、更に生徒の考えを広げたり、深めたりすることができた可能性がある。その際、板書としてまとめる内容については、生徒に板書させるのではなく、実物投影機やプレゼンテーションソフト等を使って説明した後、同じ内容の印刷物を生徒に配布して、ワークシートに貼らせる方法もあったと考える。

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

ア 使用教材・資料

(ア) 冊子教材「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」を基に作成したワークシート

別紙1及び別紙2のとおり。

(イ) 冊子教材「はじめての法教育」（法教育研究会）
私法と消費者保護（P76～97）

(ウ) 教科書「新編 新しい社会 公民」（東京書籍）
P122～123, P124～125

イ 板書（別紙2のワークシートに板書例を記載したもの）
別紙3（公民ワークシートNO, 8S-2）のとおり。

5 参考

(1) 新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 社会科「公民的分野」

大項目 B「私たちと経済」

中項目 (1) 「市場の働きと経済」

(2) 「国民生活と政府の役割」

「身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解する。」

「消費者の自立の支援を含めた消費者行政を取り扱うこと。」

(2) 冊子教材「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」における本時該当箇所

・ 契約とは何だろう：教材 P 50, 51 指導計画「展開①」

・ 契約が解消できるとき、できないとき：教材 P 51, 52 指導計画「展開②」

・ 契約が解消できる特別な場合：教材 P 52, 53 指導計画「展開③」

公民ワークシート NO, 7S 3年()組()番()・()班

契約って何だろう（経済活動の基盤）

1 契約という言葉で思いつくことをあげてみましょう。

--

2 契約書を見たことがありますか。それはどのような契約書ですか。

--

3 DVDを見て、契約の成立時期はどれだと思いますか。○をつけましょう。

A：店員さんが「1万円です。いかがですか」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください」と言った時

B：佐々木さんが代金を支払った時

C：店員さんが商品を手渡した時

4 DVDを見て、それぞれのハプニングカードの事例は契約が解消できると思いますか。根拠（理由）を示して自分の考えをまとめてみましょう。

「ハプニングカードA」の事例

【自分の考え】 解消できる ・ 解消できない

【根拠（理由）】

【グループの考え】 解消できる ・ 解消できない

【根拠（理由）】

「ハプニングカードB」の事例

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	

「ハプニングカードC」の事例

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	

- 5 今日の授業を通して、「契約」について、気付いたことやわかったこと、疑問に思ったことをまとめてみましょう。

--

契約って何だろう（経済活動の基盤）

- 1 DVDを視て、この事例は契約が解消できると思いますか。 根拠（理由）を示して自分の考えをまとめてみましょう。

【自分の考え】	解消できる	・	解消できない
---------	-------	---	--------

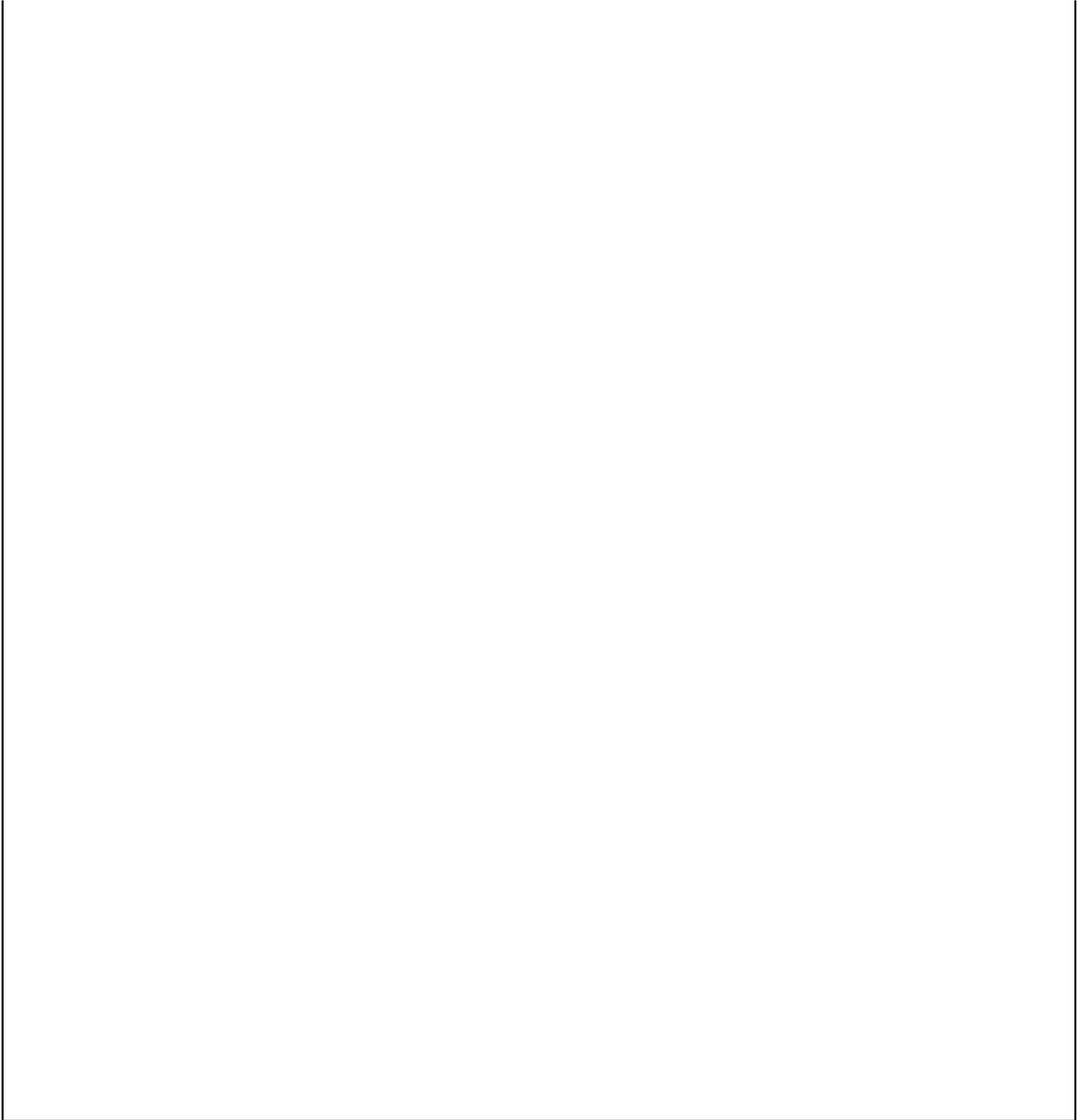
【根拠（理由）】

【グループの考え】	解消できる	・	解消できない
-----------	-------	---	--------

【根拠（理由）】

- 2 契約の授業を通して、「契約の原則」や「法の意義」などについて、学んだことを整理してみましょう。

【ノート】



- 3 契約の授業を通して、「契約」や「法の意義」について、気付いたことやわかったこと、疑問に思ったことをまとめてみましょう。



契約って何だろう（経済活動の基盤）

1 DVDを見て、この事例は契約が解消できると思いますか。 根拠（理由）を示して自分の考えをまとめてみましょう。

「ハプニングカードA」の事例

【自分の考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	
【グループの考え】	解消できる ・ 解消できない
【根拠（理由）】	

2 契約の授業を通して、「契約の原則」や「法の意義」などについて、学んだことを整理してみましょう。

【ノート】

◇個人と個人の間を定める法律＝私法 →その代表が民法

◇契約とは

→○コンビニエンスストアでものを買うこと＝売買契約

○レンタル店でCDを借りる＝賃貸借契約

○家計シミュレーションゲームで一戸建てを買う＝売買契約、建築請負契約

○家計シミュレーションゲームで賃貸住宅を借りる＝賃貸借契約

○牛井屋経営シミュレーションで銀行から資金を借りる＝金銭消費貸借契約

◇契約はいつ成立するか？

＝自分と相手の意思が合致して、自分と相手が合意した時

◇契約書は必要なのか？＝重要な書類だが、契約の成立に必ず必要なものではない

*口約束でも契約は成立する

◇契約自由の原則（私法の大原則）

→「契約するかどうか」「誰と契約するか」「どのような内容の契約にするか」など、契約する人どうしが自由に決めることができる

◇契約はなぜ守られなければならないのか

→いったん成立した契約はお互いに守らなければならない。それは契約によって「権利」と「義務」が発生するから

→契約が守られなかったら、人権が守られず社会は混乱する。

→契約によって権利と義務が発生して、その義務を法的に守らなければならない
なる＝「契約の拘束力」

- 実際に社会では契約が守られないと損害賠償が発生することもある
- *十分に考えて契約する必要がある
- ◇契約を解除できるケースもある
 - 法律は常識的=対等な私人間契約は守られる
(ただし、うっかり者は保護されないが)
 - しかし、詐欺や情報の非対称性があることなど、対等とはいえない契約については解消でき、保護される→消費者契約法(2000年、2007年改正)
- ◇政府に頼るばかりでなく、自立した消費者を目指す
 - 消費者基本法(2004年)
- ◇相談する窓口
消費生活センター(目黒区にも東京都にもある)

3 契約の授業を通して、「契約」や「法の意義」について、気付いたことやわかったこと、疑問に思ったことをまとめてみましょう。